

※ 一般選抜に関するQ & Aです。

※ スポーツ選抜については、ふたば未来学園中学校生徒募集要項で確認してください。

令和8年度福島県立中学校入学者選抜（一般選抜） 出願についてのQ & A

Q 出願に必要なものは何ですか？

A ① 提出書類（入学願書・受験票、ふたば未来学園中学校志願者は志願理由書）は生徒募集要項に綴じ込んであります。（封筒は添付）

その他に、志願者が準備するものは、次のとおりです。

② 写真2枚（縦4cm×横3cm）

③ 福島県収入証紙（2,200円分）

④ 切手（簡易書留分と速達・簡易書留分）

※ 各県立中学校の生徒募集要項で確認してください。

⑤ 調査書

なお、県外から出願する場合は、「県外からの出願承認書」が必要になります。

Q 調査書とはどのようなものですか？

A 小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下「小学校」という。）長が作成するもので、志願者の小学校第5学年及び第6学年における各教科の学習の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録等について記載しており、入学者選抜の資料となるものです。ただし、出欠の記録については、選抜の資料にはしません。

Q 調査書の用意はどのようにするのですか？

A 次の手順で用意してください。

① 11月中旬までになるべく早く、小学校の担任の先生に、調査書の作成を依頼してください。（用紙は小学校で準備します。）

なお、調査書は11月末日現在で作成してもらうことになっています。

② 出願する前に、担任の先生から、調査書の入った封筒を受け取ってください。

③ 封筒は開封せずに、厳封したままとし、他の出願書類とともに提出してください。

開封された調査書は無効となりますので、注意してください。

（※注）調査書を受け取った後、出願しなかった場合には、封筒は開封せずに、厳封したままで、小学校に返却してください。

Q 志願者の写真はスピード写真でもさしつかえありませんか？

A 志願者本人であることが確認できれば、スピード写真でも結構です。また、カラーでも白黒でもかまいませんが、出願前3か月以内に撮影し、無帽で正面を向いた写真にしてください。

Q 福島県収入証紙はどこで取り扱っていますか？

A 福島県収入証紙を取り扱っている主なところは次のとおりです。なお、収入印紙や切手とは異なりますので、注意してください。

- ・ 県庁内売店、合同庁舎内売店
- ・ (社)福島県交通安全協会（各警察署内）

その他については、福島県のホームページ内「福島県収入証紙売りさばき所一覧」で確認してください。
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.htm>)

Q 出願書類の書き方等は？

A (1) 入学願書

- ・ 黒又は青のボールペンか万年筆を用い、楷書で記入してください。
- ・ 震災被災のために住民票を移さずに、他の場所に滞在・一時避難している場合は、「現住所」の欄に実際の居所を記入し、その下に（ ）書きで住民票のある住所を記入してください。
- ・ 保護者の現住所が志願者と同じ場合は、「志願者の欄に同じ」と書いてください。
- ・ 福島県収入証紙2,200円分を所定の欄に貼り付けてください。その際、証紙には消印・割印をしないでください。
- ・ 志願者本人の写真を所定の欄に貼り付けてください。また、写真の裏に志願者本人の名前を書いておいてください。
- ・ 間違った場合は、二重線を引き、訂正印を押して正しく書き直してください。

(2) 受験票

- ・ 志願者氏名、学校名のみを記入してください。
- ・ 入学願書に貼り付けた志願者本人の写真と同じものを貼り付けてください。また、写真の裏に志願者本人の名前を書いておいてください。

(3) 調査書

- ・ 厳封してあるかを確認してください。

(4) 志願理由書（※）

- ・ ふたば未来学園中学校を志願するときは、提出してください。その際、地域枠（双葉郡枠）を希望する場合は、該当箇所に○を付けてください。

(5) 受験票返送用封筒

- ・ 生徒募集要項に添付の封筒を用い、郵便番号、住所、保護者氏名、志願者氏名を記入の上、簡易書留分の切手を貼り付けてください。

(6) 選抜結果通知用封筒

- ・ 生徒募集要項に添付の封筒を用い、郵便番号、住所、保護者氏名、志願者氏名を記入の上、速達・簡易書留分の切手を貼り付けてください。

※ (5)、(6) について、震災被災のために住民票を移さずに、他の場所に滞在・一時避難している場合は、宛先に実際の居所を記載してください。

Q 出願の方法や注意すべき点は？

A (1) 出願方法

- ・ 志願者ごとに郵送により提出してください。生徒募集要項に添付の出願用封筒を用い、志願者氏名、保護者氏名、住所を記入の上、必ず「簡易書留」で送付してください。

(2) 出願期間

- ・ 令和7年12月4日（木）から12月10日（水）までとなります。（12月10日（水）の消印有効）これ以後はどんな理由があっても受け付けられません。

Q 提出した書類に不備があった場合は？

A 不備が見つかった場合は、入学願書の保護者欄に記載された連絡先に電話連絡しますので、その指示に従って速やかに対応してください。不備がないように、各自が生徒募集要項等をよく読んだ上で必要事項を記入し、提出してください。

なお、調査書が厳封されていない場合は、再度提出をお願いすることになります。

Q 県立中学校以外に、国立や私立の中学校に出願してもかまいませんか？

A 他の中学校に出願してもかまいませんが、入学予定者となった場合は、定められた期間内に入学確約書を提出することになっていますので、注意してください。

Q 県外（海外を含む）からの出願は可能ですか？

A 福島県に居住することが明らかな場合、生徒募集要項に綴じ込んである「県外からの出願承認申請書」に必要事項を記入して、小学校長の証明印をもらい、令和7年11月10日（月）から11月21日（金）までに福島県教育庁義務教育課長へ提出してください。その後、「県外からの出願承認書」の交付を受けた上で出願することになります。

Q 県外に避難していますが志願する場合、どのような手続きが必要ですか？

A 住民票を移さずに県外に避難している場合、「県内における出願」として扱います。一般の県内受験の出願手続きを行ってください。この場合、調査書の「総合所見及び参考となる諸事項」の欄に「避難のために住民票を移さずに在学」と記載してください。

一方、住民票を移して県外へ避難している場合は、「県外からの出願」となります。上記と同様に令和7年11月10日（月）から11月21日（金）までに県外からの出願手続きを行ってください。ただし、ふたば未来学園中学校の志願者にあって、県内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者が居住する場合においては、県内の志願者として取り扱うものとします。

その他、県外からの出願に関して不明な点や疑問な点があれば、福島県教育庁義務教育課（電話024-521-7776）までお問い合わせください。

Q 受験するに当たって、身体に障がい等がある場合、何らかの配慮をしてもらえますか？

A 身体に障がい等があり、受験する際に特別な配慮が必要な場合は、生徒募集要項に綴じ込んである「受験上の配慮申請書」に必要事項を記入して、小学校長の証明印をもらい、小学校長が作成する「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」を添えて、令和7年11月7日（金）までに志願する県立中学校へ提出してください。

なお、県立中学校長が必要と判断した場合には、診断書等を提出してもらうことがあります。配慮内容について検討した上で、その結果を通知します。

Q 受験するのをやめる（出願を取り消す）場合は？

A 志願者が出願を取り消す場合には、保護者は、志願者が在学している小学校長にその旨を伝えとともに、出願先の中学校長に受験票の返還と出願取消届（様式9号）の提出を行ってください（一つの封筒に入れ、郵送する。提出先は、各県立中学校の生徒募集要項で確認する）。なお、既に納付された入学検定料及び入学者選抜に係る書類等については、返還いたしません。

Q 一般選抜において、受験当日に注意しなければならないことは？

A （1）受験当日の持ち物

- ・ 受験票 ・ 鉛筆（シャープペンシルも可） ・ 消しゴム
- ・ 昼食 ・ 上ばき

（2）検査室に持ち込んでもよいもの

- ・ 時計（辞書・計算機能が付いていないもの）

（3）検査室内に持ち込めないもの

上に示した必要なもの以外は、検査室内に持ち込めません。

【持ち込めないものの例】

- ・ 辞書・計算機能が付いているもの
- ・ スマートフォン、ウェアラブル端末等の通信機器

※ 検査室の前に、カバン等の置き場を指定しますので、検査に必要なもの以外は、すべてそこに置くこととします。

（4）遅刻等への対応

会場へは時間にゆとりをもって来てください。遅刻により、開始時刻に遅れた場合でも、特別な対応はしませんので注意してください。

ただし、公共交通機関の遅れなど、不測の事態が生じた場合は、その状況に応じて指示するものとします。やむを得ない事情で遅れる場合には、各県立中学校へ電話により連絡してください。

なお、適性検査等が受けられなかった志願者に対しての予備日は設けません。

（5）欠席の連絡

当日、やむを得ない事情で欠席する場合には、必ず各県立中学校へ電話により連絡してください。

Q 選抜結果の発表はどのように行いますか？

A 選抜結果の通知は、すべて志願者個人あてに入学者選抜結果の通知書を郵送する方法で行います。速達・簡易書留にて送付しますので、不在の場合は、「郵便物等お預かりのお知らせ」に従い、再配達の手配をするか、郵便局まで取りに行ってください。

令和8年1月22日（木）までに届かない場合は、1月23日（金）午前9時から正午までの間に、受験した県立中学校へ電話でその旨を連絡してください。

なお、令和8年1月20日（火）の午後4時以降に、各県立中学校で入学予定者を発表いたします。発表の詳細は、各県立中学校の生徒募集要項で確認してください。

Q 入学予定者の手続きは？

A 令和8年1月21日（水）から1月27日（火）までの間に、生徒募集要項に綴じ込んである入学確約書に必要事項を記入して、直接、県立中学校に持参し提出してください。

受付時間は午前9時から午後4時15分までですが、最終日に限り正午までとなります。

なお、土曜日及び日曜日は受け付けておりません。

やむを得ず郵送する場合は速達・書留とし、返信先の住所、氏名及び郵便番号を明記し、簡易書留分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。ただし、その場合でも令和8年1月27日（火）正午までに必着するものとし、事前に県立中学校へ電話により連絡してください。

万一、令和8年1月27日（火）正午までに入学確約書の提出がない場合は、入学の意思がないものとみなしますので、注意してください。

入学確約書を提出した入学予定者には、入学許可予定者証明書を交付します。入学許可予定者証明書を交付された方は、居住する市区町村の教育委員会に、証明書を持参して、県立中学校に就学する旨を速やかに届け出てください。

Q 欠員の補充はありますか。また、その手続きは？

A 入学予定者の定員に欠員が生じた場合は、令和8年1月28日（水）から2月3日（火）までの期間に、募集定員に達するまで、順次入学予定者を決定していきます。

欠員補充のために新たに入学予定者となった者には、電話で直接入学意思を確認しますので、あらかじめ意思を決定しておいてください。

また、その際に、その後の手続きの仕方等についても説明いたします。